



目 次

規 則

- 20 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 21 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 22 新潟県行政不服審査会規則（法務文書課）
- 23 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（法務文書課）
- 24 新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（市町村課）
- 25 新潟県立自然科学館条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課）
- 26 新潟県立歴史博物館規則の一部を改正する規則（文化振興課）
- 27 新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（環境企画課）
- 28 新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境企画課）
- 29 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境対策課）
- 30 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医師・看護職員確保対策課）
- 31 新潟県理容師法施行細則及び新潟県美容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 32 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 33 新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（商業・地場産業振興課）
- 34 新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則（用地・土地利用課）
- 35 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

訓 令

- 6 一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による知事が別に定めるものを定める規程（人事課）

病院局管理規程

- 4 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（病院局総務課）
- 5 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（病院局総務課）

企業局管理規程

- 3 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

企業局訓令

- 1 新潟県企業局事務決裁規程の一部改正（企業局総務課）
- 2 新潟県企業局固定資産事務取扱規程による帳票その他の書類の様式の一部改正（企業局総務課）

議会訓令

- 1 一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による議長が別に定めるものを定める規程（議会事務局総務課）

人事委員会規則

- 6-1773 平成27年勧告改正条例附則第3項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1774 平成26年改正条例附則第5項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を廃止する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1775 平成27年勧告改正条例の施行に伴う平成26年改正条例附則第8項及び第9項の規定による給料の特例に関する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1776 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

- 6-1777 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1778 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1779 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1780 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1781 給料等を控除しない場合の取扱に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1782 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1783 職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

人事委員会訓令

- 2 一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による人事委員会が別に定めるものを定める規程（人事委員会事務局総務課）

監査委員訓令

- 2 一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による代表監査委員が別に定めるものを定める規程（監査委員事務局）

教育委員会規則

- 2 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 3 新潟県立近代美術館規則の一部を改正する規則（文化行政課）
- 4 新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則（保健体育課）

教育委員会訓令

- 3 一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定及び市町村立学校職員の給与に関する条例第40条の3第4号の規定による新潟県教育委員会が別に定めるものを定める規程（教育庁総務課）

教育委員会告示

- 3 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（高等学校教育課）

公安委員会規則

- 7 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

規 則

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第20号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第 2 条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>69万5,000円</u> (2) (略)	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第 2 条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>69万円</u> (2) (略)

第 2 条 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第 2 条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>65万円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>69万円</u>	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第 2 条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>69万5,000円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>68万5,000円</u>

附 則

- この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の地方公営企業管理者の給料に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成28年 1 月 1 日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の地方公営企業管理者の給料に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第21号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(格付及び給料の支給)	(格付及び給料の支給)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万2,000円</u> とする。	2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万900円</u> とする。
3 (略)	3 (略)

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	126,400	177,600	199,300	226,400	259,900
2	127,300	179,100	200,700	228,000	261,900
3	128,300	180,600	202,100	229,500	263,700
4	129,200	182,100	203,400	231,100	265,800
5	130,200	183,500	204,700	232,600	267,700
6	131,200	185,000	206,100	234,300	269,600
7	132,200	186,400	207,500	235,800	271,600
8	133,200	187,800	208,900	237,400	273,700
9	134,000	189,200	210,300	238,900	275,800
10	135,000	190,400	211,900	240,400	277,800
11	136,000	191,700	213,500	242,000	279,900
12	137,100	192,800	214,900	243,500	282,000
13	137,900	194,000	216,200	245,000	284,000
14	138,900	195,100	217,700	246,500	286,100
15	139,900	196,200	219,200	247,900	288,100
16	140,900	197,300	220,500	249,300	290,200
17	142,000	198,400	221,600	250,800	292,200
18	143,200	199,500	222,400	252,600	294,200
19	144,400	200,500	223,300	254,300	296,300
20	145,600	201,500	224,300	256,100	298,300
21	146,700	202,500	225,200	257,800	300,400

22	147,900	203,600	226,700	259,600	302,500
23	149,100	204,700	228,000	261,400	304,500
24	150,300	205,700	229,100	263,100	306,600
25	151,500	206,600	230,600	265,100	308,400
26	153,000	207,500	231,900	267,000	310,500
27	154,500	208,200	233,200	268,800	312,600
28	156,000	209,100	234,500	270,700	314,600
29	157,400	210,000	235,700	272,400	316,600
30	158,900	211,200	236,900	274,300	318,600
31	160,400	212,200	238,200	276,200	320,700
32	161,900	213,100	239,500	278,000	322,800
33	163,400	213,800	240,600	279,700	324,300
34	165,200	215,000	241,900	281,600	326,300
35	167,000	216,100	243,100	283,400	328,200
36	168,800	217,300	244,300	285,300	330,300
37	170,600	218,300	245,600	287,000	332,200
38	172,300	219,500	246,900	288,700	334,100
39	174,000	220,700	248,200	290,500	336,100
40	175,700	221,800	249,500	292,300	338,000
41	177,300	222,800	250,600	294,000	339,900
42	178,700	224,000	251,900	295,700	341,800
43	180,100	225,100	253,100	297,400	343,600
44	181,500	226,200	254,400	299,000	345,500
45	183,000	227,300	255,300	300,700	347,000
46	184,400	228,400	256,400	302,400	348,400
47	185,800	229,500	257,600	304,000	349,900
48	187,200	230,600	258,700	305,700	351,400
49	188,500	231,700	259,900	306,900	353,000
50	189,700	232,800	261,100	308,400	353,800
51	190,800	233,900	262,300	309,900	355,000
52	192,000	235,100	263,300	311,500	356,000
53	193,100	236,200	264,400	313,100	356,900
54	194,200	237,200	265,500	314,700	358,000
55	195,300	238,100	266,700	316,300	358,900
56	196,400	239,100	267,900	317,800	360,000
57	197,500	240,100	268,900	319,300	360,900
58	198,500	241,100	269,900	320,500	361,600
59	199,500	242,100	271,000	321,700	362,300
60	200,500	243,000	272,000	322,900	363,000
61	201,600	244,000	273,100	323,600	363,400
62	202,500	244,900	274,200	324,500	364,000

63	203,400	245,800	275,200	325,300	364,700
64	204,300	246,700	276,300	326,100	365,400
65	205,000	247,600	277,200	327,000	365,700
66	205,800	248,400	278,000	327,400	366,400
67	206,500	249,200	278,800	328,100	367,100
68	207,300	249,900	279,600	328,900	367,800
69	207,700	250,700	280,500	329,700	368,100
70	208,300	251,300	281,300	330,400	368,700
71	208,600	251,900	282,100	331,100	369,400
72	209,200	252,400	282,800	331,800	370,000
73	209,700	252,600	283,600	332,300	370,300
74	210,300	253,000	284,300	332,900	370,900
75	210,900	253,500	285,100	333,400	371,600
76	211,700	254,000	285,900	334,000	372,200
77	211,900	254,600	286,500	334,300	372,600
78	212,600	255,000	287,000	334,800	373,100
79	213,200	255,500	287,500	335,200	373,700
80	213,800	256,000	287,900	335,700	374,200
81	214,500	256,300	288,300	336,100	374,700
82	215,100	256,600	288,700	336,600	375,300
83	215,700	256,900	289,200	337,100	375,800
84	216,400	257,200	289,700	337,600	376,100
85	217,100	257,400	290,100	337,900	376,500
86	217,700	257,600	290,700	338,300	377,000
87	218,300	257,900	291,300	338,800	377,400
88	219,000	258,200	291,900	339,200	377,800
89	219,500	258,400	292,200	339,500	378,200
90	220,100	258,600	292,700	339,900	378,700
91	220,700	259,000	293,200	340,400	379,100
92	221,300	259,200	293,600	340,800	379,500
93	221,700	259,500	294,000	341,000	379,800
94	222,200	259,900	294,500	341,400	
95	222,700	260,200	295,000	341,900	
96	223,200	260,500	295,500	342,300	
97	223,800	260,700	295,800	342,400	
98	224,300	261,000	296,200	342,900	
99	224,800	261,200	296,700	343,300	
100	225,300	261,500	297,200	343,600	
101	225,900	261,800	297,600	343,900	
102	226,400	262,000	298,000	344,300	
103	227,000	262,300	298,300	344,700	

104	227,600	262,600	298,600	345,100
105	228,000	262,800	298,900	345,600
106	228,500	263,000	299,300	346,000
107	229,000	263,300	299,700	346,400
108	229,400	263,500	300,100	346,800
109	229,600	263,800	300,400	347,300
110	230,000	264,100	300,800	347,700
111	230,500	264,400	301,200	348,000
112	231,000	264,600	301,500	348,300
113	231,400	264,800	301,700	348,800
114	231,900	265,100	302,000	
115	232,400	265,300	302,300	
116	232,900	265,500	302,500	
117	233,200	265,800	302,700	
118	233,600	266,100	303,000	
119	234,000	266,400	303,300	
120	234,400	266,700	303,500	
121	234,800	266,800	303,700	
122		267,100	304,000	
123		267,400	304,300	
124		267,700	304,500	
125		267,800	304,700	
126		268,100	305,000	
127		268,400	305,300	
128		268,700	305,500	
129		268,800	305,700	
130		269,100	306,000	
131		269,400	306,300	
132		269,700	306,500	
133		269,800	306,700	
134		270,100		
135		270,400		
136		270,700		
137		270,800		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与（技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年新潟県規則第68号。以下この項において「平成26年改正規則」という。）附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、

改正後の規則の規定による給与（平成26年改正規則附則第6項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。
（施行細則）

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。
-

新潟県行政不服審査会規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第22号

新潟県行政不服審査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県行政不服審査法施行条例（平成28年新潟県条例第 8 号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、新潟県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 条例第10条第 1 項の合議体（以下この条において「部会」という。）に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

- 2 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 3 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 4 部会は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 5 部会の議事は、部会を構成する委員の過半数をもって決する。
- 6 審査請求に係る事件については、部会の議決をもって審査会の議決とする。
- 7 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(総会)

第 3 条 条例第10条第 2 項の合議体（以下この条において「総会」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第 4 条 委員及び専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第 5 条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(交付の求め)

第 6 条 法第81条第 3 項において準用する法第78条第 1 項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- (1) 交付に係る法第81条第 3 項において準用する法第78条第 1 項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
- (2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）
- (3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第 8 条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(交付の方法)

第 7 条 法第81条第 3 項において準用する法第78条第 1 項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてする。

- (1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(送付による交付)

第 8 条 法第81条第 3 項において準用する法第78条第 1 項の規定による交付を受ける者は、法第81条第 3 項において読み替えて準用する法第78条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査会が定める方法により納付しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第23号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県県税規則の一部改正)

第 1 条 新潟県県税規則 (昭和34年新潟県規則第63号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(普通徴収に係る県税の変更等) 第44条 局長は、普通徴収に係る県税の賦課を変更し、又は取り消した場合 (審査請求に対する裁決により取り消した場合を除く。)においては、その旨を通知するものとする。	(普通徴収に係る県税の変更等) 第44条 局長は、普通徴収に係る県税の賦課を変更し、又は取り消した場合 (不服申立てに対する決定又は裁決により取り消した場合を除く。)においては、その旨を通知するものとする。

(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第 2 条 新潟県建築基準法施行細則 (昭和35年新潟県規則第82号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(不服の申立て) 第31条 法第94条第1項の規定により不服の申立てをしようとする者は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第18条及び第19条の規定により審査請求書を新潟県建築審査会 (不作為についての審査請求にあつては、新潟県建築審査会又は知事) に提出しなければならない。	(不服の申立て) 第31条 法第94条第1項の規定により不服の申立てをしようとする者は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第14条及び第15条の規定により審査請求書を正副2通新潟県建築審査会に提出しなければならない。

(公害防止事業費事業者負担法施行細則の一部改正)

第 3 条 公害防止事業費事業者負担法施行細則 (昭和47年新潟県規則第82号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条 (以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式 (以下この条において「移動別記様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式 (以下この条において「移動後別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条の表示及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
	(通知) 第 3 条 法第 9 条及び第10条の規定による事業者負担金の額の決定通知は別記第 1 号様式により、変更通知は別記第 2 号様式により行なう。

<p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(共同納付の申出)</p> <p>第5条 法第13条の規定による共同納付の申出は、<u>別記様式により行うものとする。</u></p> <p>(共同納付の承認)</p> <p>第6条 前条の規定による申出があつた場合で、納付の方法が確実なものであり、かつ、その方法により完納できると認めるときは、承認の通知をするものとする。</p> <p><u>別記様式</u> (第5条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(共同納付の申出)</p> <p>第6条 法第13条の規定による共同納付の申出は、<u>別記第3号様式により行なうものとする。</u></p> <p>(共同納付の承認)</p> <p>第7条 前条の規定による申出があつた場合で、納付の方法が確実なものであり、かつ、その方法により完納できると認めるときは、<u>別記第4号様式により承認の通知をするものとする。</u></p> <p>別記</p> <p>第1号様式 (第3条関係) 公害防止事業費事業者負担額決定通知書 (略)</p> <p>第2号様式 (第3条関係) 公害防止事業費事業者負担額変更通知書 (略)</p> <p>第3号様式 (第6条関係) (略)</p> <p>第4号様式 (第7条関係) 共同納付申出承認書 (略)</p>
---	--

(新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県青少年健全育成条例施行規則(昭和52年新潟県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動別記様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動後別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 <u>削除</u></p>	<p><u>(措置命令)</u></p> <p>第6条 <u>条例第17条第5項の規定により、販売等制限図書類の陳列の場所又は方法の変更その他必要な措置をとることを命ずるときは、別記第9号様式により行うものとする。</u></p>

(推奨の申出)
第18条 興行を主催する者、図書又はがん具を取り扱うことを業とする者、放送の事業者等は、条例第13条の規定による推奨を受けようとするときは、別記第16号様式により申し出ることができる。

第8号様式 (略)

第9号様式から第11号様式まで 削除

第16号様式 (第18条関係)

(略)

の推奨について (申出)

下記 について、新潟県の推奨を受けたいので、新潟県青少年健全育成条例施行規則第

2 条例第18条第6項の規定により、広告類の撤去、内容の変更その他必要な措置をとることを命ずるときは、別記第10号様式により行うものとする。

3 条例第23条第3項の規定により、販売等制限図書類又は販売等制限がん具類の撤去その他必要な措置をとることを命ずるときは、別記第11号様式により行うものとする。

(指定又は取消しの通知)

第18条 条例第33条ただし書に規定する通知は、別記第16号様式により行うものとする。

(推奨の申出)

第19条 興行を主催する者、図書又はがん具を取り扱うことを業とする者、放送の事業者等は、条例第13条の規定による推奨を受けようとするときは、別記第17号様式により申し出ることができる。

第8号様式 (略)

第9号様式 (第6条関係)

(略)

第10号様式 (第6条関係)

(略)

第11号様式 (第6条関係)

(略)

第16号様式 (その1) (第18条関係)

観覧等制限興行
 販売等制限図書類
 掲示等制限広告類の指定について (通知)
 販売等制限がん具類
 (略)

第16号様式 (その2) (第18条関係)

観覧等制限興行
 販売等制限図書類
 掲示等制限広告類の指定の取消しについて (通知)
 販売等制限がん具類
 (略)

第17号様式 (第19条関係)

(略)

の推奨について (申出)

下記 について、新潟県の推奨を受けたいので、新潟県青少年健全育成条例施行規則第

18条の規定により、関係書類を添えて申し出ます。 (略)	19条の規定により、関係書類を添えて申し出ます。 (略)
---------------------------------	---------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
-

新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第24号

新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

新潟県住民基本台帳法施行細則（平成14年新潟県規則第139号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び別記様式の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第 2 条 <u>条例第 2 条第 3 項の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報（同項に規定する特定都道府県知事保存本人確認情報をいう。）の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）の送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(本人確認情報の開示請求手続)</p> <p>第 3 条 <u>法第30条の32第 1 項の規定による本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、別記第 1 号様式により行うものとする。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p style="text-align: center;">(本人確認情報の訂正等の申出手続)</p> <p>第 7 条 <u>法第30条の35の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等の申出」という。）は、別記第 2 号様式により行うものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">(身分証明書)</p> <p>第 8 条 <u>法第30条の39第 2 項に規定する身分を示す証明書は、別記第 3 号様式によるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(身分証明書)</p> <p>第 2 条 <u>法第30条の39第 2 項に規定する身分を示す証明書は、別記第 1 号様式によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(本人確認情報の開示請求手続)</p> <p>第 3 条 <u>法第30条の32第 1 項の規定による本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、別記第 2 号様式により行うものとする。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p style="text-align: center;">(本人確認情報の訂正等の申出手続)</p> <p>第 7 条 <u>法第30条の35の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等の申出」という。）は、別記第 3 号様式により行うものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>別記 第 1 号様式（第 2 条関係） 身分証明書</p>

<p>別記</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式 (略)</p> <p>第3号様式 (第8条関係) (縦7.0センチメートル、横11.0センチメートル) (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div style="text-align: left;"> <p>所 属</p> <p>職 氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> </div> </div> <p>上記の者は、住民基本台帳法第30条の39第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">新潟県知事 印</p> </div> <p>(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">住民基本台帳法抜粋 (報告及び検査)</p> <p>第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>	<p>(略)</p> <p>第2号様式 (略)</p> <p>第3号様式 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県立自然科学館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第25号

新潟県立自然科学館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県立自然科学館条例施行規則（昭和56年新潟県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(入館料等の免除)</p> <p>第 3 条 条例第10条の規定により免除することができる場合は次に掲げる者が入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合とし、当該場合に免除する額はその者の入館料、特別入館料及びプラネタリウム観覧料の全部とする。</p> <p>(1) 小学校及び義務教育学校の前期課程の児童並びに中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>、高等学校及び中等教育学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合の引率者</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県内に所在する小学校又は義務教育学校の前期課程の児童及び中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>又は中等教育学校の前期課程の生徒が教育課程に基づく教育活動としてプラネタリウムを観覧する場合並びに県内に所在する児童自立支援施設の入所者が改正法附則第7条第1項に規定する教科においてプラネタリウムを観覧する場合は、プラネタリウム観覧料の全部を免除する。</p> <p style="text-align: center;">(入館料等の免除)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県内に所在する小学校又は義務教育学校の前期課程の児童及び中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>又は中等教育学校の前期課程の生徒が教育課程に基づく教育活動としてプラネタリウムを観覧する場合並びに県内に所在する児童自立支援施設の入所者が改正法附則第7条第1項に規定する教科においてプラネタリウムを観覧する場合は、プラネタリウム観覧料の全部を免除する。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(入館料等の免除)</p> <p>第 3 条 条例第10条の規定により免除することができる場合は次に掲げる者が入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合とし、当該場合に免除する額はその者の入館料、特別入館料及びプラネタリウム観覧料の全部とする。</p> <p>(1) 小学校の児童並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合の引率者</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県内に所在する小学校の児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒が教育課程に基づく教育活動としてプラネタリウムを観覧する場合並びに県内に所在する児童自立支援施設の入所者が改正法附則第7条第1項に規定する教科においてプラネタリウムを観覧する場合は、プラネタリウム観覧料の全部を免除する。</p> <p style="text-align: center;">(入館料等の免除)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県内に所在する小学校の児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒が教育課程に基づく教育活動としてプラネタリウムを観覧する場合並びに県内に所在する児童自立支援施設の入所者が改正法附則第7条第1項に規定する教科においてプラネタリウムを観覧する場合は、プラネタリウム観覧料の全部を免除する。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

新潟県立歴史博物館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第26号

新潟県立歴史博物館規則の一部を改正する規則

新潟県立歴史博物館規則（平成12年新潟県規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(観覧料等の免除)</p> <p>第 8 条 条例第 9 条の規定により、観覧料及び特別観覧料（以下この項において「観覧料等」という。）を免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合 当該児童及び生徒の引率者の観覧料等の全額</p> <p>(1)の 2～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(観覧料等の免除)</p> <p>第 8 条 条例第 9 条の規定により、観覧料及び特別観覧料（以下この項において「観覧料等」という。）を免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合 当該児童及び生徒の引率者の観覧料等の全額</p> <p>(1)の 2～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第27号

新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県自然環境保全条例施行規則（昭和49年新潟県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（特別地区内の行為の許可基準）</p> <p>第15条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p style="padding-left: 2em;">当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ニ) <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(ウ)～(イ) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（特別地区内の行為の許可基準）</p> <p>第15条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p style="padding-left: 2em;">当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ニ) <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(ウ)～(イ) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第28号

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県環境影響評価条例施行規則（平成12年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件	事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件
(略)				(略)			
5 電気工作物の設置又は変更の事業	(1) 電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物（以下「電気工作物」という。）である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法第2条第1項	(略)		5 電気工作物の設置又は変更の事業	(1) 電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物（以下「電気工作物」という。）である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法第2条第1項	(略)	

<p>第15号に規定する <u>発電事業者</u>（以下 「<u>発電事業者</u>」と いう。）でないとき は、当該ダムの新 築又は当該堰の新 築若しくは改築で ある部分を除く。）</p>		<p>第10号に規定する <u>電気事業者</u>（以下 「<u>電気事業者</u>」と いう。）又は同項第 11号に規定する卸 供給を行う事業を 営み、若しくは営 もうとする者（以 下「<u>卸供給事業者</u>」 という。）でないと きは、当該ダムの新 築又は当該堰の新 築若しくは改築 である部分を除 く。）</p>	
<p>(2) 電気工作物であ る水力発電所の変 更の工事の事業 （当該水力発電所 の変更の工事がダ ムの新築又は堰の 新築若しくは改築 を伴う場合におい て、当該ダムの新 築又は当該堰の新 築若しくは改築を 行おうとする者 （その者が2以上 である場合におい て、これらの者の うちから代表する 者を定めたとき は、その代表する 者）が当該水力発 電所をその事業の 用に供する<u>発電事 業者</u>でないとき は、当該ダムの新 築又は当該堰の新 築若しくは改築で ある部分を除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>(2) 電気工作物であ る水力発電所の変 更の工事の事業 （当該水力発電所 の変更の工事がダ ムの新築又は堰の 新築若しくは改築 を伴う場合におい て、当該ダムの新 築又は当該堰の新 築若しくは改築を 行おうとする者 （その者が2以上 である場合におい て、これらの者の うちから代表する 者を定めたとき は、その代表する 者）が当該水力発 電所をその事業の 用に供する<u>電気事 業者又は卸供給事 業者</u>でないとき は、当該ダムの新 築又は当該堰の新 築若しくは改築で ある部分を除く。）</p>	<p>(略)</p>

(略)	(略)
(略)	(略)

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第29号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 7（第22条関係）</p> <p>騒音に係る特定施設</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>次に掲げる施設を除く。</p> <p>1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第18号に規定する電気工作物</p> <p>2 (略)</p>	<p>別表第 7（第22条関係）</p> <p>騒音に係る特定施設</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>次に掲げる施設を除く。</p> <p>1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第16号に規定する電気工作物</p> <p>2 (略)</p>
<p>別表第 8（第22条関係）</p> <p>振動に係る特定施設</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>次に掲げる施設を除く。</p> <p>1 電気事業法第 2 条第 1 項第18号に規定する電気工作物</p> <p>2 (略)</p>	<p>別表第 8（第22条関係）</p> <p>振動に係る特定施設</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>次に掲げる施設を除く。</p> <p>1 電気事業法第 2 条第 1 項第16号に規定する電気工作物</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第30号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（平成23年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 (略) (この規則の失効)	1 (略) (この規則の失効)
2 この規則は、 <u>平成30年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。	2 この規則は、 <u>平成28年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県理容師法施行細則及び新潟県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第31号

新潟県理容師法施行細則及び新潟県美容師法施行細則の一部を改正する規則
(新潟県理容師法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県理容師法施行細則(昭和42年新潟県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																													
<p>第22号様式 (第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表) 理容所開設届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="width:10%; text-align: center; vertical-align: middle;">構造設備の概要</td> <td style="width:15%;">作業場</td> <td style="width:15%;">待合所</td> <td style="width:15%;">作業椅子</td> <td style="width:15%;">洗髪設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">脚</td> <td style="text-align: center;">台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ドライヤー</td> <td style="text-align: center;">蒸気消毒器</td> <td style="text-align: center;">紫外線消毒器</td> <td style="text-align: center;">薬物消毒器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">その他の構造設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width:10%; text-align: center; vertical-align: middle;">理容所と同一の場所で開設する美容所</td> <td style="width:15%;">名 称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開設(予定) 年月日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 開設者の生年月日は、法人である場合には記入しないこと。</p> <p>2 「理容所と同一の場所で開設する美容所」欄は、開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合又は美容所の開設の届出がされている場合(この届出と同時にを行う場合を含む。)に記入すること。</p>	(略)					構造設備の概要	作業場	待合所	作業椅子	洗髪設備	m ²	m ²	脚	台	ドライヤー	蒸気消毒器	紫外線消毒器	薬物消毒器	台	台	台	台	その他の構造設備				理容所と同一の場所で開設する美容所	名 称				開設(予定) 年月日	年 月 日			<p>第22号様式 (第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表) 理容所開設届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="width:10%; text-align: center; vertical-align: middle;">構造設備の概要</td> <td style="width:15%;">作業場</td> <td style="width:15%;">待合所</td> <td style="width:15%;">作業椅子</td> <td style="width:15%;">洗髪設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">脚</td> <td style="text-align: center;">台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ドライヤー</td> <td style="text-align: center;">蒸気消毒器</td> <td style="text-align: center;">紫外線消毒器</td> <td style="text-align: center;">薬物消毒器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">その他の構造設備</td> </tr> </table> <p>備考 開設者の生年月日は、法人である場合には記入しないこと。</p>	(略)					構造設備の概要	作業場	待合所	作業椅子	洗髪設備	m ²	m ²	脚	台	ドライヤー	蒸気消毒器	紫外線消毒器	薬物消毒器	台	台	台	台	その他の構造設備			
(略)																																																														
構造設備の概要	作業場	待合所	作業椅子	洗髪設備																																																										
	m ²	m ²	脚	台																																																										
	ドライヤー	蒸気消毒器	紫外線消毒器	薬物消毒器																																																										
	台	台	台	台																																																										
	その他の構造設備																																																													
理容所と同一の場所で開設する美容所	名 称																																																													
	開設(予定) 年月日	年 月 日																																																												
(略)																																																														
構造設備の概要	作業場	待合所	作業椅子	洗髪設備																																																										
	m ²	m ²	脚	台																																																										
	ドライヤー	蒸気消毒器	紫外線消毒器	薬物消毒器																																																										
	台	台	台	台																																																										
	その他の構造設備																																																													

(略)

(略)

(新潟県美容師法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県美容師法施行細則(昭和42年新潟県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																																		
<p>第22号様式(第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表) 美容所開設届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="5" style="width:10%; text-align: center;">構造設備の概要</td> <td style="width:15%;">作業場</td> <td style="width:15%;">待合所</td> <td style="width:15%;">作業椅子</td> <td style="width:15%;">洗髪設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">脚</td> <td style="text-align: center;">台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ドライヤー</td> <td style="text-align: center;">蒸気消毒器</td> <td style="text-align: center;">紫外線消毒器</td> <td style="text-align: center;">薬物消毒器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">その他の構造設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width:10%;">美容所と同一の場所で開設する理容所</td> <td style="width:15%;">名 称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>開設(予定)年月日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 開設者の生年月日は、法人である場合には記入しないこと。</p> <p>2 「美容所と同一の場所で開設する理容所」欄は、開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合又は理容所の開設の届出がされている場合(この届出と同時に行う場合を含む。)に記入すること。</p> <p>(略)</p>	(略)					構造設備の概要	作業場	待合所	作業椅子	洗髪設備	m ²	m ²	脚	台	ドライヤー	蒸気消毒器	紫外線消毒器	薬物消毒器	台	台	台	台	その他の構造設備				美容所と同一の場所で開設する理容所	名 称				開設(予定)年月日	年 月 日			<p>第22号様式(第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表) 美容所開設届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="5" style="width:10%; text-align: center;">構造設備の概要</td> <td style="width:15%;">作業場</td> <td style="width:15%;">待合所</td> <td style="width:15%;">作業椅子</td> <td style="width:15%;">洗髪設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">脚</td> <td style="text-align: center;">台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ドライヤー</td> <td style="text-align: center;">蒸気消毒器</td> <td style="text-align: center;">紫外線消毒器</td> <td style="text-align: center;">薬物消毒器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">その他の構造設備</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="height: 50px;"></td> </tr> </table> <p>備考 開設者の生年月日は、法人である場合には記入しないこと。</p> <p>(略)</p>	(略)					構造設備の概要	作業場	待合所	作業椅子	洗髪設備	m ²	m ²	脚	台	ドライヤー	蒸気消毒器	紫外線消毒器	薬物消毒器	台	台	台	台	その他の構造設備								
(略)																																																																			
構造設備の概要	作業場	待合所	作業椅子	洗髪設備																																																															
	m ²	m ²	脚	台																																																															
	ドライヤー	蒸気消毒器	紫外線消毒器	薬物消毒器																																																															
	台	台	台	台																																																															
	その他の構造設備																																																																		
美容所と同一の場所で開設する理容所	名 称																																																																		
	開設(予定)年月日	年 月 日																																																																	
(略)																																																																			
構造設備の概要	作業場	待合所	作業椅子	洗髪設備																																																															
	m ²	m ²	脚	台																																																															
	ドライヤー	蒸気消毒器	紫外線消毒器	薬物消毒器																																																															
	台	台	台	台																																																															
	その他の構造設備																																																																		

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第32号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和52年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第18条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(犬猫の輸送に関する帳簿の備付け)</u></p> <p>第18条の2 <u>条例第18条の2第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>当該犬猫の種類</u></p> <p>(2) <u>当該犬猫の毛色</u></p> <p>(3) <u>当該犬猫の性別</u></p> <p>(4) <u>当該犬猫の生年月日（輸入等をされた犬猫であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）</u></p> <p>(5) <u>当該犬猫の輸送を完了した年月日</u></p> <p>(6) <u>輸送前に当該犬猫を飼養し、又は保管していた飼養施設の名称及び所在地</u></p> <p>(7) <u>輸送後に当該犬猫を飼養し、又は保管する飼養施設の名称及び所在地</u></p> <p>(8) <u>条例第18条の2第2項の規定による観察を行った場合は、次に掲げる事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>輸送の完了後2日間における当該犬猫に係る健康上の問題の有無</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>アの健康上の問題があつた場合は、当該健康上の問題があると認められなくなつた年月日</u></p> <p>(9) <u>当該犬猫を販売に供した年月日</u></p> <p>2 <u>条例第18条の2第1項の帳簿は、その所有する犬猫の個体ごとに備え、記載の日から5年間保存しなければならない。</u></p>	<p>第18条 (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第33号

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(集客施設の範囲等)	(集客施設の範囲等)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 条例第2条第3項の規則で定める公共の用に供する施設は、公園、ガス工作物（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物をいう。）及び電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第18号</u> に規定する電気工作物をいう。）とする。	3 条例第2条第3項の規則で定める公共の用に供する施設は、公園、ガス工作物（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物をいう。）及び電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第16号</u> に規定する電気工作物をいう。）とする。
4～6 (略)	4～6 (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第34号

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則（平成12年新潟県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(使用の許可の期間等)	(使用の許可の期間等)
第3条 条例第6条ただし書の規定により、許可の期間を3年以内としないこととする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	第3条 条例第6条ただし書の規定により、許可の期間を3年以内としないこととする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第8号</u> に規定する <u>一般送配電事業、同条第10号に規定する送電事業又は同条第12号に規定する特定送配電事業のために使用する</u> 場合	(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第5号</u> に規定する <u>特定電気事業の用に供する電線路及びその附属設備を設置するために使用する</u> 場合
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第35号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新潟県行政不服審査法施行条例（平成28年新潟県条例第8号）第4条に規定する提出書類等の交付手数料</u></p> <p><u>(2)の2 新潟県行政不服審査法施行条例第13条に規定する提出資料の交付手数料</u></p> <p>(3)～(138) (略)</p> <p><u>(139)及び(140) 削除</u></p> <p>(141)～(460)の7 (略)</p> <p><u>(460)の8 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u></p> <p><u>(460)の9 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u></p> <p><u>(460)の10 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</u></p> <p><u>(460)の11 (略)</u></p> <p><u>(460)の12 (略)</u></p> <p>(461)～(585) (略)</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3)～(138) (略)</p> <p><u>(139) 削除</u></p> <p><u>(140) 歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料</u></p> <p>(141)～(460)の7 (略)</p> <p><u>(460)の8 (略)</u></p> <p><u>(460)の9 (略)</u></p> <p>(461)～(585) (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第139号及び第140号の改正は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第6号

本 庁
地 域 機 関
労働委員会事務局

一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による知事が別に定めるものを定める規程を次のように定め、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による知事が別に定めるものを定める規程

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「条例」という。）第38条の3第4号に規定する任命権者が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 新潟県労働金庫の預金、積立金及び貸付返済金
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条の規定により登録を受けた職員団体が取り扱う共済の共済掛金
- (3) 職員の福利厚生のための事業を行う団体の経費その他職員相互間の福利又は親睦^{ぼく}を図るための費用
- (4) 職員の職務に関する能力の向上に資する事業を行う団体の経費その他職務の遂行に伴い生ずる費用のうち職員が負担すべきもの

第2条 前条各号に掲げるもののほか、条例第38条の3第4号に規定する任命権者が別に定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定及び市町村立学校職員の給与に関する条例第40条の3第4号の規定による新潟県教育委員会が別に定めるものを定める規程（平成28年3月新潟県教育委員会訓令第3号。以下「教育委員会訓令」という。）の規定の適用を受けていた職員がこの規程の規定の適用を受けることとなった場合 教育委員会訓令第1条各号に掲げるもの（前条各号に掲げるものに該当するものを除き、教育委員会訓令の規定の適用を受けていたときに控除されていたものに限る。）
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による新潟県警察本部長が別に定めるものを定める訓令（平成28年3月新潟県警察本部訓令第9号。以下「警察本部訓令」という。）の規定の適用を受けていた職員がこの規程の規定の適用を受けることとなった場合 警察本部訓令第1条各号に掲げるもの（前条各号に掲げるものに該当するものを除き、警察本部訓令の規定の適用を受けていたときに控除されていたものに限る。）

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

医師職給料表

職員の区分 再任用職員 以外の職員	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300

	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、病院に勤務する医師等に適用する。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与

に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
(施行細則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。
-

新潟県病院局管理規程第 5 号

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3 月30日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

第 1 条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(格付及び給料の支給)	(格付及び給料の支給)
第 4 条 (略) 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員の給料月額、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万2,000円</u> とする。 3 (略)	第 4 条 (略) 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員の給料月額、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万900円</u> とする。 3 (略)

第 2 条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）

の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	126,400	177,600	199,300	226,400	259,900
2	127,300	179,100	200,700	228,000	261,900
3	128,300	180,600	202,100	229,500	263,700
4	129,200	182,100	203,400	231,100	265,800
5	130,200	183,500	204,700	232,600	267,700
6	131,200	185,000	206,100	234,300	269,600
7	132,200	186,400	207,500	235,800	271,600
8	133,200	187,800	208,900	237,400	273,700
9	134,000	189,200	210,300	238,900	275,800
10	135,000	190,400	211,900	240,400	277,800
11	136,000	191,700	213,500	242,000	279,900
12	137,100	192,800	214,900	243,500	282,000
13	137,900	194,000	216,200	245,000	284,000
14	138,900	195,100	217,700	246,500	286,100
15	139,900	196,200	219,200	247,900	288,100
16	140,900	197,300	220,500	249,300	290,200
17	142,000	198,400	221,600	250,800	292,200
18	143,200	199,500	222,400	252,600	294,200
19	144,400	200,500	223,300	254,300	296,300
20	145,600	201,500	224,300	256,100	298,300

21	146,700	202,500	225,200	257,800	300,400
22	147,900	203,600	226,700	259,600	302,500
23	149,100	204,700	228,000	261,400	304,500
24	150,300	205,700	229,100	263,100	306,600
25	151,500	206,600	230,600	265,100	308,400
26	153,000	207,500	231,900	267,000	310,500
27	154,500	208,200	233,200	268,800	312,600
28	156,000	209,100	234,500	270,700	314,600
29	157,400	210,000	235,700	272,400	316,600
30	158,900	211,200	236,900	274,300	318,600
31	160,400	212,200	238,200	276,200	320,700
32	161,900	213,100	239,500	278,000	322,800
33	163,400	213,800	240,600	279,700	324,300
34	165,200	215,000	241,900	281,600	326,300
35	167,000	216,100	243,100	283,400	328,200
36	168,800	217,300	244,300	285,300	330,300
37	170,600	218,300	245,600	287,000	332,200
38	172,300	219,500	246,900	288,700	334,100
39	174,000	220,700	248,200	290,500	336,100
40	175,700	221,800	249,500	292,300	338,000
41	177,300	222,800	250,600	294,000	339,900
42	178,700	224,000	251,900	295,700	341,800
43	180,100	225,100	253,100	297,400	343,600
44	181,500	226,200	254,400	299,000	345,500
45	183,000	227,300	255,300	300,700	347,000
46	184,400	228,400	256,400	302,400	348,400
47	185,800	229,500	257,600	304,000	349,900
48	187,200	230,600	258,700	305,700	351,400
49	188,500	231,700	259,900	306,900	353,000
50	189,700	232,800	261,100	308,400	353,800
51	190,800	233,900	262,300	309,900	355,000
52	192,000	235,100	263,300	311,500	356,000
53	193,100	236,200	264,400	313,100	356,900
54	194,200	237,200	265,500	314,700	358,000
55	195,300	238,100	266,700	316,300	358,900
56	196,400	239,100	267,900	317,800	360,000
57	197,500	240,100	268,900	319,300	360,900
58	198,500	241,100	269,900	320,500	361,600
59	199,500	242,100	271,000	321,700	362,300
60	200,500	243,000	272,000	322,900	363,000
61	201,600	244,000	273,100	323,600	363,400

62	202,500	244,900	274,200	324,500	364,000
63	203,400	245,800	275,200	325,300	364,700
64	204,300	246,700	276,300	326,100	365,400
65	205,000	247,600	277,200	327,000	365,700
66	205,800	248,400	278,000	327,400	366,400
67	206,500	249,200	278,800	328,100	367,100
68	207,300	249,900	279,600	328,900	367,800
69	207,700	250,700	280,500	329,700	368,100
70	208,300	251,300	281,300	330,400	368,700
71	208,600	251,900	282,100	331,100	369,400
72	209,200	252,400	282,800	331,800	370,000
73	209,700	252,600	283,600	332,300	370,300
74	210,300	253,000	284,300	332,900	370,900
75	210,900	253,500	285,100	333,400	371,600
76	211,700	254,000	285,900	334,000	372,200
77	211,900	254,600	286,500	334,300	372,600
78	212,600	255,000	287,000	334,800	373,100
79	213,200	255,500	287,500	335,200	373,700
80	213,800	256,000	287,900	335,700	374,200
81	214,500	256,300	288,300	336,100	374,700
82	215,100	256,600	288,700	336,600	375,300
83	215,700	256,900	289,200	337,100	375,800
84	216,400	257,200	289,700	337,600	376,100
85	217,100	257,400	290,100	337,900	376,500
86	217,700	257,600	290,700	338,300	377,000
87	218,300	257,900	291,300	338,800	377,400
88	219,000	258,200	291,900	339,200	377,800
89	219,500	258,400	292,200	339,500	378,200
90	220,100	258,600	292,700	339,900	378,700
91	220,700	259,000	293,200	340,400	379,100
92	221,300	259,200	293,600	340,800	379,500
93	221,700	259,500	294,000	341,000	379,800
94	222,200	259,900	294,500	341,400	
95	222,700	260,200	295,000	341,900	
96	223,200	260,500	295,500	342,300	
97	223,800	260,700	295,800	342,400	
98	224,300	261,000	296,200	342,900	
99	224,800	261,200	296,700	343,300	
100	225,300	261,500	297,200	343,600	
101	225,900	261,800	297,600	343,900	
102	226,400	262,000	298,000	344,300	

103	227,000	262,300	298,300	344,700
104	227,600	262,600	298,600	345,100
105	228,000	262,800	298,900	345,600
106	228,500	263,000	299,300	346,000
107	229,000	263,300	299,700	346,400
108	229,400	263,500	300,100	346,800
109	229,600	263,800	300,400	347,300
110	230,000	264,100	300,800	347,700
111	230,500	264,400	301,200	348,000
112	231,000	264,600	301,500	348,300
113	231,400	264,800	301,700	348,800
114	231,900	265,100	302,000	
115	232,400	265,300	302,300	
116	232,900	265,500	302,500	
117	233,200	265,800	302,700	
118	233,600	266,100	303,000	
119	234,000	266,400	303,300	
120	234,400	266,700	303,500	
121	234,800	266,800	303,700	
122		267,100	304,000	
123		267,400	304,300	
124		267,700	304,500	
125		267,800	304,700	
126		268,100	305,000	
127		268,400	305,300	
128		268,700	305,500	
129		268,800	305,700	
130		269,100	306,000	
131		269,400	306,300	
132		269,700	306,500	
133		269,800	306,700	
134		270,100		
135		270,400		
136		270,700		
137		270,800		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に

関する規程に基づいて支給された給与（新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成26年新潟県病院局管理規程第12号。以下この項において「平成26年改正規程」という。）附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の規程の規定による給与（平成26年改正規程附則第6項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（施行細則）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された技能労務職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、<u>22万2,000円</u>とする。</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された技能労務職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、<u>22万900円</u>とする。</p> <p>5～10 (略)</p>

第2条 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	126,400	177,600	199,300	226,400	259,900
2	127,300	179,100	200,700	228,000	261,900
3	128,300	180,600	202,100	229,500	263,700
4	129,200	182,100	203,400	231,100	265,800
5	130,200	183,500	204,700	232,600	267,700
6	131,200	185,000	206,100	234,300	269,600
7	132,200	186,400	207,500	235,800	271,600
8	133,200	187,800	208,900	237,400	273,700
9	134,000	189,200	210,300	238,900	275,800
10	135,000	190,400	211,900	240,400	277,800
11	136,000	191,700	213,500	242,000	279,900
12	137,100	192,800	214,900	243,500	282,000
13	137,900	194,000	216,200	245,000	284,000
14	138,900	195,100	217,700	246,500	286,100
15	139,900	196,200	219,200	247,900	288,100
16	140,900	197,300	220,500	249,300	290,200
17	142,000	198,400	221,600	250,800	292,200
18	143,200	199,500	222,400	252,600	294,200
19	144,400	200,500	223,300	254,300	296,300
20	145,600	201,500	224,300	256,100	298,300
21	146,700	202,500	225,200	257,800	300,400
22	147,900	203,600	226,700	259,600	302,500

23	149,100	204,700	228,000	261,400	304,500
24	150,300	205,700	229,100	263,100	306,600
25	151,500	206,600	230,600	265,100	308,400
26	153,000	207,500	231,900	267,000	310,500
27	154,500	208,200	233,200	268,800	312,600
28	156,000	209,100	234,500	270,700	314,600
29	157,400	210,000	235,700	272,400	316,600
30	158,900	211,200	236,900	274,300	318,600
31	160,400	212,200	238,200	276,200	320,700
32	161,900	213,100	239,500	278,000	322,800
33	163,400	213,800	240,600	279,700	324,300
34	165,200	215,000	241,900	281,600	326,300
35	167,000	216,100	243,100	283,400	328,200
36	168,800	217,300	244,300	285,300	330,300
37	170,600	218,300	245,600	287,000	332,200
38	172,300	219,500	246,900	288,700	334,100
39	174,000	220,700	248,200	290,500	336,100
40	175,700	221,800	249,500	292,300	338,000
41	177,300	222,800	250,600	294,000	339,900
42	178,700	224,000	251,900	295,700	341,800
43	180,100	225,100	253,100	297,400	343,600
44	181,500	226,200	254,400	299,000	345,500
45	183,000	227,300	255,300	300,700	347,000
46	184,400	228,400	256,400	302,400	348,400
47	185,800	229,500	257,600	304,000	349,900
48	187,200	230,600	258,700	305,700	351,400
49	188,500	231,700	259,900	306,900	353,000
50	189,700	232,800	261,100	308,400	353,800
51	190,800	233,900	262,300	309,900	355,000
52	192,000	235,100	263,300	311,500	356,000
53	193,100	236,200	264,400	313,100	356,900
54	194,200	237,200	265,500	314,700	358,000
55	195,300	238,100	266,700	316,300	358,900
56	196,400	239,100	267,900	317,800	360,000
57	197,500	240,100	268,900	319,300	360,900
58	198,500	241,100	269,900	320,500	361,600
59	199,500	242,100	271,000	321,700	362,300
60	200,500	243,000	272,000	322,900	363,000
61	201,600	244,000	273,100	323,600	363,400
62	202,500	244,900	274,200	324,500	364,000
63	203,400	245,800	275,200	325,300	364,700

64	204,300	246,700	276,300	326,100	365,400
65	205,000	247,600	277,200	327,000	365,700
66	205,800	248,400	278,000	327,400	366,400
67	206,500	249,200	278,800	328,100	367,100
68	207,300	249,900	279,600	328,900	367,800
69	207,700	250,700	280,500	329,700	368,100
70	208,300	251,300	281,300	330,400	368,700
71	208,600	251,900	282,100	331,100	369,400
72	209,200	252,400	282,800	331,800	370,000
73	209,700	252,600	283,600	332,300	370,300
74	210,300	253,000	284,300	332,900	370,900
75	210,900	253,500	285,100	333,400	371,600
76	211,700	254,000	285,900	334,000	372,200
77	211,900	254,600	286,500	334,300	372,600
78	212,600	255,000	287,000	334,800	373,100
79	213,200	255,500	287,500	335,200	373,700
80	213,800	256,000	287,900	335,700	374,200
81	214,500	256,300	288,300	336,100	374,700
82	215,100	256,600	288,700	336,600	375,300
83	215,700	256,900	289,200	337,100	375,800
84	216,400	257,200	289,700	337,600	376,100
85	217,100	257,400	290,100	337,900	376,500
86	217,700	257,600	290,700	338,300	377,000
87	218,300	257,900	291,300	338,800	377,400
88	219,000	258,200	291,900	339,200	377,800
89	219,500	258,400	292,200	339,500	378,200
90	220,100	258,600	292,700	339,900	378,700
91	220,700	259,000	293,200	340,400	379,100
92	221,300	259,200	293,600	340,800	379,500
93	221,700	259,500	294,000	341,000	379,800
94	222,200	259,900	294,500	341,400	
95	222,700	260,200	295,000	341,900	
96	223,200	260,500	295,500	342,300	
97	223,800	260,700	295,800	342,400	
98	224,300	261,000	296,200	342,900	
99	224,800	261,200	296,700	343,300	
100	225,300	261,500	297,200	343,600	
101	225,900	261,800	297,600	343,900	
102	226,400	262,000	298,000	344,300	
103	227,000	262,300	298,300	344,700	
104	227,600	262,600	298,600	345,100	

105	228,000	262,800	298,900	345,600
106	228,500	263,000	299,300	346,000
107	229,000	263,300	299,700	346,400
108	229,400	263,500	300,100	346,800
109	229,600	263,800	300,400	347,300
110	230,000	264,100	300,800	347,700
111	230,500	264,400	301,200	348,000
112	231,000	264,600	301,500	348,300
113	231,400	264,800	301,700	348,800
114	231,900	265,100	302,000	
115	232,400	265,300	302,300	
116	232,900	265,500	302,500	
117	233,200	265,800	302,700	
118	233,600	266,100	303,000	
119	234,000	266,400	303,300	
120	234,400	266,700	303,500	
121	234,800	266,800	303,700	
122		267,100	304,000	
123		267,400	304,300	
124		267,700	304,500	
125		267,800	304,700	
126		268,100	305,000	
127		268,400	305,300	
128		268,700	305,500	
129		268,800	305,700	
130		269,100	306,000	
131		269,400	306,300	
132		269,700	306,500	
133		269,800	306,700	
134		270,100		
135		270,400		
136		270,700		
137		270,800		

第3条 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第6 (第6条関係)			別表第6 (第6条関係)		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
事業所	(略)	(略)	事業所	(略)	(略)
	所長(支給割合3種の	5種		新潟工業用水道事務	4種

	ものを除く。)		所長	5種
	発電管理センター次長		上越利水事務所長	
	参事		発電管理センター次長	
	参事			
備考 (略)		備考 (略)		

附 則

(施行期日等)

- この規程中第1条及び第2条の規定は公布の日から、その他の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県企業局企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の新潟県企業局企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年新潟県企業局管理規程第10号。以下この項において「平成26年改正規程」という。）附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の規程の規定による給与（平成26年改正規程附則第6項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(施行細則)

- 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。

企業局訓令

◎新潟県企業局訓令第 1 号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年 6 月新潟県企業局訓令第 3 号）の一部を次のように改正し、平成28年 4 月 1 日から実施する。

平成28年 3 月30日

新潟県企業管理者 早 福 弘

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第 2 （第 5 条関係） 課長共通専決事項 (1)～(9)の 4 （略） (9)の 5 <u>審査請求の裁決</u> のために必要な措置を すること。 (10) （略）	別表第 2 （第 5 条関係） 課長共通専決事項 (1)～(9)の 4 （略） (9)の 5 <u>不服申立ての決裁及び決定</u> のために必 要な措置をすること。 (10) （略）

◎新潟県企業局訓令第2号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局固定資産事務取扱規程による帳票その他の書類の様式(昭和62年4月新潟県企業局訓令第3号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県企業管理者 早 福 弘

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第12号様式 (第24条関係) 行政財産使用許可書</p> <p>(略)</p> <p>付記</p> <p>1 <u>審査請求について</u> <u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)</u>に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p> <p>(1) <u>この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県企業管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>(2) <u>また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</u></p> <p>(3) <u>ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起</u></p>	<p>第12号様式 (第24条関係) 行政財産使用許可書</p> <p>(略)</p> <p>付記</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県企業局長に異議申立てをすることができます。また、異議申立ての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に審査請求することができます。(ただし、次に掲げる場合には、異議申立ての決定を経ることなく、審査請求することができます。</u></p> <p>(1) <u>異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。</u></p> <p>(2) <u>その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。)</u></p> <p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内、処分についての審査請求も行った場合は当該審査請求に対する判決があったことを知った日から6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては新潟県企業管理者が被告の代表者となります。)</u>として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。</p>

<p><u>することが認められる場合があります。</u></p>	
----------------------------------	--

議 会 訓 令

◎新潟県議会訓令第1号

県議会事務局

一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による議長が別に定めるものを定める規程を次のように定め、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県議会議長 尾身 孝昭

一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による議長が別に定めるものを定める規程

一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第38条の3第4号に規定する任命権者が別に定めるものは、一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による知事が別に定めるものを定める規程（平成28年3月新潟県訓令第6号）の例による。

人事委員会規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第7号）に基づき、平成27年勧告改正条例附則第3項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を次のように定める。

平成28年 3 月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1773号

平成27年勧告改正条例附則第3項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則

平成27年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第55号）第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、その者の切替日の前日における給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

切替日の前日における給料月額	新 給 料 月 額
円	円
961,988	949,000
1,084,711	1,069,000
1,198,000	1,175,000

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成26年改正条例附則第5項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1774号

平成26年改正条例附則第5項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を廃止する規則

平成26年改正条例附則第5項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則（規則第6-1753号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第7号）等に基づき、平成27年勧告改正条例の施行に伴う平成26年改正条例附則第8項及び第9項の規定による給料の特例に関する規則を次のように定める。

平成28年 3 月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1775号

平成27年勧告改正条例の施行に伴う平成26年改正条例附則第8項及び第9項の規定による給料の特例に関する規則

平成27年 4 月 1 日から一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第7号）の施行の日の前日までの間において平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料に関する規則（規則第6-1754号）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）附則第8項又は第9項の規定による給料については、同規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第6-1776号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(規則第6-45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前																																																																																																																																																																																																																				
別表第13 教育職給料表(二)初任給基準表 (略) 備考 1 (略) 2 本表の適用を受ける職員に第14条の規定を適用する場合の経験年数は、教育職給料表(二)級別資格基準表の備考第2項の表の基礎学歴欄に掲げるその者の該当する基礎学歴(その基礎学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。)を取得した時以後の経験年数からその基礎学歴の修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の修学年数との差の年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の1の五の区分に掲げる該当者については、6月をその経験年数に加えた年数とする。					別表第13 教育職給料表(二)初任給基準表 (略) 備考 1 (略) 2 本表の適用を受ける職員に第14条の規定を適用する場合の経験年数は、教育職給料表(二)級別資格基準表の備考第2項の表の基礎学歴欄に掲げるその者の該当する基礎学歴(その基礎学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。)を取得した時以後の経験年数からその基礎学歴の修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の修学年数との差の年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の1の四の区分に掲げる該当者については、6月をその経験年数に加えた年数とする。																																																																																																																																																																																																																				
別表第18の3 昇格時号給対応表 イ・ロ (略) ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表					別表第18の3 昇格時号給対応表 イ・ロ (略) ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表																																																																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>3</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="5">(略)</td></tr> <tr><td>65</td><td>37</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>66</td><td>37</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>67</td><td>38</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>68</td><td>38</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>69</td><td>39</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>70</td><td>39</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>71</td><td>40</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>72</td><td>40</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>73</td><td>41</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>74</td><td>42</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>75</td><td>43</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>76</td><td>44</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="5">(略)</td></tr> <tr><td>153</td><td>68</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>					昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				2級	特2級	3級	4級	1	1				2	1	(略)	(略)	(略)	3	1				4	1				(略)					65	37				66	37				67	38				68	38				69	39				70	39				71	40	(略)	(略)	(略)	72	40				73	41				74	42				75	43				76	44				(略)					153	68	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>3</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="5">(略)</td></tr> <tr><td>65</td><td>37</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>66</td><td>38</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>67</td><td>39</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>68</td><td>40</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>69</td><td>41</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>70</td><td>41</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>71</td><td>42</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>72</td><td>42</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>73</td><td>43</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>74</td><td>43</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>75</td><td>44</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>76</td><td>44</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="5">(略)</td></tr> <tr><td>153</td><td>68</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>					昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				2級	特2級	3級	4級	1	1				2	1	(略)	(略)	(略)	3	1				4	1				(略)					65	37				66	38				67	39				68	40				69	41				70	41				71	42	(略)	(略)	(略)	72	42				73	43				74	43				75	44				76	44				(略)					153	68	(略)	(略)	(略)
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																																																																																																																																																																																								
	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																																																																																																					
1	1																																																																																																																																																																																																																								
2	1	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
3	1																																																																																																																																																																																																																								
4	1																																																																																																																																																																																																																								
(略)																																																																																																																																																																																																																									
65	37																																																																																																																																																																																																																								
66	37																																																																																																																																																																																																																								
67	38																																																																																																																																																																																																																								
68	38																																																																																																																																																																																																																								
69	39																																																																																																																																																																																																																								
70	39																																																																																																																																																																																																																								
71	40	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
72	40																																																																																																																																																																																																																								
73	41																																																																																																																																																																																																																								
74	42																																																																																																																																																																																																																								
75	43																																																																																																																																																																																																																								
76	44																																																																																																																																																																																																																								
(略)																																																																																																																																																																																																																									
153	68	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																																																																																																																																																																																								
	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																																																																																																					
1	1																																																																																																																																																																																																																								
2	1	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
3	1																																																																																																																																																																																																																								
4	1																																																																																																																																																																																																																								
(略)																																																																																																																																																																																																																									
65	37																																																																																																																																																																																																																								
66	38																																																																																																																																																																																																																								
67	39																																																																																																																																																																																																																								
68	40																																																																																																																																																																																																																								
69	41																																																																																																																																																																																																																								
70	41																																																																																																																																																																																																																								
71	42	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
72	42																																																																																																																																																																																																																								
73	43																																																																																																																																																																																																																								
74	43																																																																																																																																																																																																																								
75	44																																																																																																																																																																																																																								
76	44																																																																																																																																																																																																																								
(略)																																																																																																																																																																																																																									
153	68	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
ニ・ホ (略) ヘ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表					ニ・ホ (略) ヘ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表																																																																																																																																																																																																																				

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1		1					
2	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3		1					
4		1					
(略)							
90		61					
91		61					
92		62					
93		62					
94		62					
95		62					
96		62					
97		62					
98		62					
99		63					
100		63					
101	(略)	63	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
102		63					
103		63					
104		63					
105		63					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							

ト (略)

チ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1			
2	1	(略)	(略)	(略)
3	1			
4	1			
(略)				
58	29			
59	<u>29</u>			
60	30			
61	<u>30</u>			
62	<u>30</u>			
63	<u>31</u>			
64	<u>31</u>			
65	<u>31</u>	(略)	(略)	(略)
66	<u>32</u>			
67	<u>32</u>			
68	<u>32</u>			
69	<u>33</u>			
70	<u>34</u>			
71	<u>35</u>			
72	36			
(略)				
121	64	(略)	(略)	(略)

リ (略)

備考 (略)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1		1					
2	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3		1					
4		1					
(略)							
90		61					
91		62					
92		62					
93		62					
94		62					
95		62					
96		62					
97		63					
98		63					
99		63					
100		63					
101	(略)	63	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
102		63					
103		64					
104		64					
105		64					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							

ト (略)

チ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1			
2	1	(略)	(略)	(略)
3	1			
4	1			
(略)				
58	29			
59	<u>30</u>			
60	30			
61	<u>31</u>			
62	<u>31</u>			
63	<u>32</u>			
64	<u>32</u>			
65	<u>33</u>	(略)	(略)	(略)
66	<u>33</u>			
67	<u>34</u>			
68	<u>34</u>			
69	<u>35</u>			
70	<u>35</u>			
71	<u>36</u>			
72	36			
(略)				
121	64	(略)	(略)	(略)

リ (略)

備考 (略)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義等)</p> <p>第2条 この規則において次に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 「正規の試験」とは、職員の任用に関する規則(規則第5-18号)の規定による試験及び同規則の施行の日前に<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>の規定に基づいて行われた競争試験をいう。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、一般職員給与条例第8条第2項本文及び市町村立学校職員給与条例第7条第2項本文の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第18の4に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(昇給日及び勤務成績判定終了日)</p> <p>第23条 一般職員給与条例第12条第1項及び市町村立学校職員給与条例第11条第1項の規定により昇給を行う同項の人事委員会規則で定める日は、<u>第27条又は第28条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)</u>とし、<u>昇給日前における同項の人事委員会規則で定める日は、昇給日前1年間における3月31日又はあらかじめ委員会の承認を得て定める日(以下「勤務成績判定終了日」という。)</u>とする。</p>	<p>(用語の定義等)</p> <p>第2条 この規則において次に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 「正規の試験」とは、職員の任用に関する規則(規則第5-18号)の規定による試験及び同規則の施行の日前に<u>法</u>の規定に基づいて行われた競争試験をいう。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、一般職員給与条例第8条第2項本文及び市町村立学校職員給与条例第7条第2項本文の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第18の4に定める昇給号給数のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(昇給日)</p> <p>第23条 一般職員給与条例第12条第1項及び市町村立学校職員給与条例第11条第1項の人事委員会規則で定める日は第27条又は第28条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。</p>

(勤務成績判定終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第24条 一般職員給与条例第12条第1項及び市町村立学校職員給与条例第11条第1項の人事委員会規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたこととする。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第25条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、任命権者が定める基準に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1)～(5) (略)

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 委員会の定める事由以外の事由によつて勤務成績判定終了日以前1年間(当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から勤務成績判定終了日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) (略)

3・4 (略)

5 一般職員給与条例第12条第1項及び市町村立学校職員給与条例第11条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第18の4に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に、新たに職員となつた者又は同日後に第20条の2第2項若しくは第31条第1項の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数(勤務成績判定終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となつた者又は当該号給を決定された者にあつては、委員会の定める数)に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨て

(勤務成績の証明)

第24条 一般職員給与条例第12条第1項及び市町村立学校職員給与条例第11条第1項の規定による昇給(第27条又は第28条に定めるところにより行うものを除く。第25条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明を得られない職員は、昇給しない。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第25条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、第24条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、委員会の定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) (略)

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) (略)

3・4 (略)

5 一般職員給与条例第12条第1項及び市町村立学校職員給与条例第11条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第18の4に定める昇給号給数に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第20条の2第2項若しくは第31条第1項の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(委員会の定める職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲

た数)に相当する号給数(委員会の定める職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で委員会の定める号給数)とする。

7～9 (略)

(復職時等における号給の調整)

第31条の2 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下この項において「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、休業をした職員若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第2号)第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第83号)第2条第1項の規定による派遣(以下「派遣」という。)をされた職員(以下「派遣職員」という。)が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、休業期間、派遣期間又は休暇の期間を別表第19に定める休職期間等調整換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至つた日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ委員会の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

(派遣職員の退職時の号給の調整)

第31条の3 派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

内で委員会の定める号給数)とする。

7～9 (略)

(復職時等における号給の調整)

第31条の2 休職、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第20条第1項及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)第19条第1項、教育特例法第26条第1項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第2号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第83号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定に該当した場合又は休暇(以下「休職等」という。)のため勤務しなかつた職員が、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、休職等の期間を休職期間等調整換算表(別表第19)により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至つた日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日以後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 外国派遣条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)又は公益的法人等派遣条例第4条に規定する派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ委員会の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

(派遣職員の退職時の号給の調整)

第31条の3 外国派遣職員又は公益的法人等派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

<p>別表第 8</p> <p style="text-align: center;">学歴免許等資格区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の資格の 区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基準学 歴区分</th> <th style="text-align: center;">学歴区分</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 中 学卒</td> <td style="text-align: center;">中 学 卒</td> <td>(1) 学校教育法による中 学校、義務教育学校若し くは特別支援学校(同法 第76条第 1 項に規定す る中学部に限る。)の卒 業又は中等教育学校の 前期課程の修了 (2) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">備考 (略)</td> </tr> </table>	学歴免許等の資格の 区分		学歴免許等の資格	基準学 歴区分	学歴区分	(略)			4 中 学卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中 学校、義務教育学校若し くは特別支援学校(同法 第76条第 1 項に規定す る中学部に限る。)の卒 業又は中等教育学校の 前期課程の修了 (2) (略)	備考 (略)			<p>別表第 8</p> <p style="text-align: center;">学歴免許等資格区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の資格の 区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基準学 歴区分</th> <th style="text-align: center;">学歴区分</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 中 学卒</td> <td style="text-align: center;">中 学 卒</td> <td>(1) 学校教育法による中 学校若しくは特別支援 学校(同法第76条第 1 項 に規定する中学部に限 る。)の卒業又は中等教 育学校の前期課程の修 了 (2) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">備考 (略)</td> </tr> </table>	学歴免許等の資格の 区分		学歴免許等の資格	基準学 歴区分	学歴区分	(略)			4 中 学卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中 学校若しくは特別支援 学校(同法第76条第 1 項 に規定する中学部に限 る。)の卒業又は中等教 育学校の前期課程の修 了 (2) (略)	備考 (略)		
学歴免許等の資格の 区分		学歴免許等の資格																											
基準学 歴区分	学歴区分																												
(略)																													
4 中 学卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中 学校、義務教育学校若し くは特別支援学校(同法 第76条第 1 項に規定す る中学部に限る。)の卒 業又は中等教育学校の 前期課程の修了 (2) (略)																											
備考 (略)																													
学歴免許等の資格の 区分		学歴免許等の資格																											
基準学 歴区分	学歴区分																												
(略)																													
4 中 学卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中 学校若しくは特別支援 学校(同法第76条第 1 項 に規定する中学部に限 る。)の卒業又は中等教 育学校の前期課程の修 了 (2) (略)																											
備考 (略)																													

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (以下「改正後の規則」という。)別表第18の 3 の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。
(昇格時号給対応表の改正に関する経過措置)
- 3 平成27年 4 月 1 日から第 1 条の規定の施行の日 (以下「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (以下この項において「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 施行日から平成28年 3 月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員 (個別に委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
(平成29年 1 月 1 日に行われる昇給に関する経過措置)
- 5 平成29年 1 月 1 日に行われる地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (平成27年条例第55条) 附則第 2 項の規定に基づく昇給については、同項の規定にかかわらず、あらかじめ委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第6-1777号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（規則第6-1515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(平成30年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 平成30年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 東京都の特別区 <u>100分の19</u></p> <p>(2) 大阪市 <u>100分の15.5</u></p> <p>(3) 小平市 <u>100分の14.5</u></p> <p>(4) 府中市 <u>100分の14</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 新潟県 <u>100分の1</u></p> <p>(一般職員給与条例第17条の3の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条の3に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15.5</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(平成30年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 平成30年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 東京都の特別区 <u>100分の18</u></p> <p>(2) 大阪市 <u>100分の15</u></p> <p>(3) 小平市 <u>100分の13</u></p> <p>(4) 府中市 <u>100分の13</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 新潟県 <u>100分の0.5</u></p> <p>(一般職員給与条例第17条の3の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条の3に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15</u>とする。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3 月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 6 - 1778号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（規則第 6 - 1043号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(加算額等)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般職員給与条例第19条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第22条第 2 項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>8,000円</u></p> <p>(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万6,000円</u></p> <p>(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万4,000円</u></p> <p>(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>3万2,000円</u></p> <p>(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>4万円</u></p> <p>(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>4万6,000円</u></p> <p>(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>5万2,000円</u></p> <p>(8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>5万8,000円</u></p> <p>(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>6万4,000円</u></p> <p>(10) 2,500キロメートル以上 <u>7万円</u></p> <p>(届出)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、同項の規定による配偶者等との別居の状況等を総務事務システム（<u>情報処理システム</u>（電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）を利用して職員の服務、給与等に係る請求等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであつて、人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）に入力することにより届け出たときは、職員は同項の規定による届出をしたものとみなす。</p>	<p>(加算額等)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般職員給与条例第19条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第22条第 2 項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>6,000円</u></p> <p>(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万3,000円</u></p> <p>(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万円</u></p> <p>(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>2万6,000円</u></p> <p>(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>3万3,000円</u></p> <p>(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>3万8,000円</u></p> <p>(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>4万3,000円</u></p> <p>(8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>4万8,000円</u></p> <p>(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>5万3,000円</u></p> <p>(10) 2,500キロメートル以上 <u>5万8,000円</u></p> <p>(届出)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、同項の規定による配偶者等との別居の状況等を総務事務システム（電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）を利用して職員の服務、給与等に係る請求等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであつて、人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）に入力することにより届け出たときは、職員は同項の規定による届出をしたものとみなす。</p>

<p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第84号)附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第19条第2項及び市町村立学校職員給与条例第22条第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、<u>3万円</u>とする。</p>	<p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第84号)附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第19条第2項及び市町村立学校職員給与条例第22条第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、<u>2万6,000円</u>とする。</p>
---	--

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1779号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(規則第6-140号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員	3 項 職 員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 50,500	円 35,000
1 年 以 上 2 年 未 満	413,300	367,600	307,800	50,500	35,000
2 年 以 上 3 年 未 満	413,300	367,600	307,800	50,500	35,000
3 年 以 上 4 年 未 満	413,300	367,600	307,800	50,500	35,000
4 年 以 上 5 年 未 満	413,300	367,600	307,800	50,500	35,000
5 年 以 上 6 年 未 満	413,300	367,600	307,800	50,500	31,000
6 年 以 上 7 年 未 満	413,300	367,600	307,800	48,700	27,000
7 年 以 上 8 年 未 満	413,300	367,600	307,800	46,900	23,000
8 年 以 上 9 年 未 満	413,300	367,600	307,800	45,100	19,000
9 年 以 上 10 年 未 満	413,300	367,600	307,800	43,300	15,000
10 年 以 上 11 年 未 満	413,300	367,600	307,800	41,500	12,500
11 年 以 上 12 年 未 満	413,300	367,600	307,800	39,700	10,000
12 年 以 上 13 年 未 満	413,300	367,600	307,800	37,900	7,500
13 年 以 上 14 年 未 満	413,300	367,600	307,800	36,100	5,000
14 年 以 上 15 年 未 満	413,300	367,600	307,800	34,700	2,500
15 年 以 上 16 年 未 満	413,300	367,600	307,800	33,300	
16 年 以 上 17 年 未 満	408,900	363,600	304,500	31,900	
17 年 以 上 18 年 未 満	404,500	359,600	301,200	30,500	
18 年 以 上 19 年 未 満	400,100	355,600	297,900	29,100	
19 年 以 上 20 年 未 満	395,700	351,600	294,600	27,700	
20 年 以 上 21 年 未 満	391,300	347,600	291,300	26,300	
21 年 以 上 22 年 未 満	371,900	330,700	277,500	25,700	
22 年 以 上 23 年 未 満	352,100	313,500	263,500	25,100	
23 年 以 上 24 年 未 満	332,800	296,800	250,000	24,100	
24 年 以 上 25 年 未 満	313,400	279,900	236,100	23,500	
25 年 以 上 26 年 未 満	293,900	263,000	222,400	22,900	
26 年 以 上 27 年 未 満	271,200	242,200	204,800	22,300	
27 年 以 上 28 年 未 満	249,000	221,800	187,700	21,700	
28 年 以 上 29 年 未 満	226,600	201,400	170,400	20,900	
29 年 以 上 30 年 未 満	203,800	180,600	152,800	20,600	
30 年 以 上 31 年 未 満	179,000	158,700	134,800	20,200	
31 年 以 上 32 年 未 満	154,100	136,800	116,500	19,600	
32 年 以 上 33 年 未 満	129,500	115,100	98,600	18,700	
33 年 以 上 34 年 未 満	91,400	83,200	72,600	17,800	
34 年 以 上 35 年 未 満	56,100	53,400	48,300	17,100	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第6-1780号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(規則第6-224号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 <u>100分の160</u>(一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の200</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の75</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の95</u>)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 <u>100分の150</u>(一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の190</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の70</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の90</u>)</p>

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下この条において「移動号等」という。)に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下この条において「移動後号等」という。)が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等を削る。

改正後	改正前
<p>第3条 一般職員給与条例第25条第1項後段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。)となつたもの ア～ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合(第5号及び第6号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限</p>	<p>第3条 一般職員給与条例第25条第1項後段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。)となつたもの ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>県の教育委員会の教育長</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合(第5号及び第6号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限</p>

<p>る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員として在職した期間にあつては、短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員として在職した期間にあつては、短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>県の教育委員会の教育長</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第3条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第9条 (略)</p> <p><u>(勤務成績判定期間)</u></p> <p><u>第9条の2 一般職員給与条例第26条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項前段の基準日前において人事委員会規則で定める日は、基準日が6月1日にあつては3月31日と、基準日が12月1日にあつては9月30日とする。</u></p>	<p>第9条 (略)</p>

第4条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

別記様式第1 (第7条の4関係)

期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書

年 月 日

様

(処分者)



一般職の職員の給与に関する条例第25条の3第1項及び同条例第26条第5項において準用する同条例第25条の3第1項(第25条の3第1項・第38条第7項において準用する同条例第25条の3第1項)の規定により、期末手当及び勤勉手当(期末手当)の支給を一時差止めます。

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事(新潟市長)に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県(新潟市)を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 1 市町村立学校職員の給与に関する条例の規定により処分する場合は、上記の根拠条項の部分と同条例の相当規定に読み替えて使用すること。

2 この様式は、用途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

別記様式第 2 (第 7 条の 7 関係)

処 分 説 明 書

1 処分者	
印	
2 被処分者	
離職時の所属課 (所)	(ふりがな) 氏 名
離職時の職	離職時の給料月額 (給料表 級 号給) 円
採用年月日 年 月 日	離職年月日 年 月 日
3 処分の内容	
処分発令日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠条項	処分の対象となる手当 期末手当及び勤勉手当・期末手当
刑事事件との関係 起 訴 日 年 月 日	逮 捕 日 年 月 日
処分の理由 (思料される犯罪に係る罰条：)	
<p>(教示) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当又は勤勉手当が支給されます。</p> <p>① この処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>② この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合</p> <p>③ 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合 (ただし、被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)</p> <p>④ 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなつたと認める場合</p>	

附 則

(施行期日等)

- この規則中第 1 条及び第 2 条の規定は公布の日から、その他の規定は平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成27年12月 1 日から適用する。
(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する経過措置)
- 平成28年12月に支給する勤勉手当の成績率については、同年 6 月に支給した勤勉手当に係る職員の勤務成績を判定するに当たり考慮された事実 (同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの間におけるものに限る。)が基準日以前における直近の勤務成績の判定に影響を及ぼしたことが明らかなきは、当該事実を考慮せず定めるものとする。
- 前項の規定により難い特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

給料等を控除しない場合の取扱に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1781号

給料等を控除しない場合の取扱に関する規則の一部を改正する規則

給料等を控除しない場合の取扱に関する規則（規則第6-2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(給料等の控除の特例)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2第1項の規定により不利益処分について<u>審査請求</u>をする場合又はこれらの審理に当事者として出頭する場合 そのつど所属長が必要と認める時間</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の控除の特例)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2第1項の規定により不利益処分について<u>不服申立て</u>をする場合又はこれらの審理に当事者として出頭する場合 そのつど所属長が必要と認める時間</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1782号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の退職手当に関する条例施行規則(規則第6-183号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前													
様式第4 (表面) (略) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">⑩課</td> <td style="width:20%; text-align: center;">所 在 地</td> <td style="width:75%; text-align: center;">(電話 _____)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(所)</td> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td></td> </tr> </table> (略)		⑩課	所 在 地	(電話 _____)	(所)	名 称		様式第4 (表面) (略) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">⑩課</td> <td style="width:20%; text-align: center;">所 在 地</td> <td style="width:75%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(所)</td> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td></td> </tr> </table> (略)		⑩課	所 在 地		(所)	名 称	
⑩課	所 在 地	(電話 _____)													
(所)	名 称														
⑩課	所 在 地														
(所)	名 称														
様式第4 (裏面) 退職した職員の注意事項 1～3 (略) 所属課(所)長の記載心得 1 (略) 2 記載上の注意 ①欄には、この証を職員に交付した年月日を記載すること。 ②欄には、退職した職員の氏名を記載すること。 ③欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。 ④欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。 ⑤欄には、退職した職員の退職前引き続いて県職員等として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。 ⑥欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。 ⑦欄には、退職した職員の⑤欄から⑥欄までの期間及び職員の退職手当に関する条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤続した日の引き続いた期間を記載すること。 ⑧欄には、退職した職員の退職時の身分又は雇用区分を記載すること。 ⑩欄には、この証を交付する所属課(所)の所在地、電話及び名称を記載すること。 ⑪欄には、所属課(所)長の氏名を記載し、その印を押すこと。		様式第4 (裏面) 退職した職員の注意事項 1～3 (略) 所属課(所)長の記載心得 1 (略) 2 記載上の注意 ①欄には、この証を職員に交付した年月日を記載すること。 ②欄には、退職した職員の氏名を記載すること。 ③欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。 ④欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。 ⑤欄には、退職した職員の退職前引き続いて県職員等として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。 ⑥欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。 ⑦欄には、退職した職員の⑥欄から⑦欄までの期間及び職員の退職手当に関する条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤続した日の引き続いた期間を記載すること。 ⑧欄には、退職した職員の退職時の身分又は雇用区分を記載すること。 ⑩欄には、この証を交付する所属課(所)の所在地、電話及び名称を記載すること。 ⑪欄には、所属課(所)長の氏名を記載し、その印を押すこと。													

第2条 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第17(裏面)を次のように改める。

様式第17(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事(新潟市長)に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県(新潟市)を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 この様式は、使途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第18(裏面)を次のように改める。

様式第18(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事(新潟市長)に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県(新潟市)を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 この様式は、使途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第19(裏面)を次のように改める。

様式第19(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 	

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事(新潟市長)に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県(新潟市)を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 この様式は、使途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第20 (裏面) を次のように改める。

様式第20 (裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由) (思料される犯罪に係る罰条 :)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合 (禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 	

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内 (以下「不服申立期間」といいます。) に、知事 (新潟市長) に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県 (新潟市) を被告として (訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1) (審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決) があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1) (審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決) があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 この様式は、使途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第21(裏面)を次のように改める。

様式第21(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職級号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 	

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事(新潟市長)に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県(新潟市)を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 この様式は、用途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第22（裏面）を次のように改める。

様式第22（裏面）

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第17条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 この様式は、用途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第23（裏面）を次のように改める。

様式第23（裏面）

(退職をした者の氏名)
(返納命令の理由)
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、用途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第24（裏面）を次のように改める。

様式第24（裏面）

(退職をした者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、用途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第26（裏面）を次のように改める。

様式第26（裏面）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項及び第20条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、用途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第27(裏面)を次のように改める。

様式第27(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項及び第20条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事(新潟市長)に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県(新潟市)を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、用途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3 月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第 6 - 1783号

職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則（規則第 6 - 1766号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前																					
（改正条例附則第 4 項の規定の適用に関する読替え等） 第 3 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第55号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 3 項の規定による給料月額を受ける職員に対する改正条例附則第 4 項の規定の適用については、同項中「退職の日において属する職務の級及び号給の別」とあるのは「退職の日における給料月額」とし、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）第13条の規定による改正前の任期付職員条例の規定による給料月額（以下「旧給料月額」という。）は、次の表の新給料月額に対応する旧給料月額欄に定める給料月額とする。		（改正条例附則第 4 項の規定の適用に関する読替え等） 第 3 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第55号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 3 項の規定による給料月額を受ける職員に対する改正条例附則第 4 項の規定の適用については、同項中「退職の日において属する職務の級及び号給の別」とあるのは「退職の日における給料月額」とし、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）第13条の規定による改正前の任期付職員条例の規定による給料月額（以下「旧給料月額」という。）は、次の表の新給料月額に対応する旧給料月額欄に定める給料月額とする。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新 給 料 月 額</th> <th>旧 給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><u>949,000</u></td> <td>961,988</td> </tr> <tr> <td><u>1,069,000</u></td> <td>1,084,711</td> </tr> <tr> <td><u>1,175,000</u></td> <td>1,198,000</td> </tr> </tbody> </table>	新 給 料 月 額	旧 給 料 月 額	円	円	<u>949,000</u>	961,988	<u>1,069,000</u>	1,084,711	<u>1,175,000</u>	1,198,000		<table border="1"> <thead> <tr> <th>新 給 料 月 額</th> <th>旧 給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><u>948,000</u></td> <td>961,988</td> </tr> <tr> <td><u>1,068,000</u></td> <td>1,084,711</td> </tr> <tr> <td><u>1,174,000</u></td> <td>1,198,000</td> </tr> </tbody> </table>	新 給 料 月 額	旧 給 料 月 額	円	円	<u>948,000</u>	961,988	<u>1,068,000</u>	1,084,711	<u>1,174,000</u>	1,198,000	
新 給 料 月 額	旧 給 料 月 額																						
円	円																						
<u>949,000</u>	961,988																						
<u>1,069,000</u>	1,084,711																						
<u>1,175,000</u>	1,198,000																						
新 給 料 月 額	旧 給 料 月 額																						
円	円																						
<u>948,000</u>	961,988																						
<u>1,068,000</u>	1,084,711																						
<u>1,174,000</u>	1,198,000																						

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

人事委員会訓令

◎新潟県人事委員会訓令第 2 号

新潟県人事委員会事務局

一般職の職員の給与に関する条例第38条の 3 第 4 号の規定による人事委員会が別に定めるものを定める規程を次のように定め、平成28年 4 月 1 日から実施する。

平成28年 3 月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

一般職の職員の給与に関する条例第38条の 3 第 4 号の規定による人事委員会が別に定めるものを定める規程

一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第38条の 3 第 4 号に規定する任命権者が別に定めるものは、一般職の職員の給与に関する条例第38条の 3 第 4 号の規定による知事が別に定めるものを定める規程（平成28年 3 月新潟県訓令第 6 号）の例による。

監査委員訓令

◎新潟県監査委員訓令第 2 号

監査委員事務局

一般職の職員の給与に関する条例第38条の 3 第 4 号の規定による代表監査委員が別に定めるものを定める規程を次のように定め、平成28年 4 月 1 日から実施する。

平成28年 3 月30日

新潟県代表監査委員 野 上 信 子

一般職の職員の給与に関する条例第38条の 3 第 4 号の規定による代表監査委員が別に定めるものを定める規程

一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。）第38条の 3 第 4 号に規定する任命権者が別に定めるものは、一般職の職員の給与に関する条例第38条の 3 第 4 号の規定による知事が別に定めるものを定める規程（平成28年 3 月新潟県訓令第 6 号）の例による。

教育委員会規則

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第2号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(格付及び給料の支給)	(格付及び給料の支給)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万2,000円</u> とする。	2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万900円</u> とする。
3 (略)	3 (略)

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	126,400	177,600	199,300	226,400	259,900
2	127,300	179,100	200,700	228,000	261,900
3	128,300	180,600	202,100	229,500	263,700
4	129,200	182,100	203,400	231,100	265,800
5	130,200	183,500	204,700	232,600	267,700
6	131,200	185,000	206,100	234,300	269,600
7	132,200	186,400	207,500	235,800	271,600
8	133,200	187,800	208,900	237,400	273,700
9	134,000	189,200	210,300	238,900	275,800
10	135,000	190,400	211,900	240,400	277,800
11	136,000	191,700	213,500	242,000	279,900
12	137,100	192,800	214,900	243,500	282,000
13	137,900	194,000	216,200	245,000	284,000
14	138,900	195,100	217,700	246,500	286,100
15	139,900	196,200	219,200	247,900	288,100
16	140,900	197,300	220,500	249,300	290,200
17	142,000	198,400	221,600	250,800	292,200
18	143,200	199,500	222,400	252,600	294,200
19	144,400	200,500	223,300	254,300	296,300
20	145,600	201,500	224,300	256,100	298,300

21	146,700	202,500	225,200	257,800	300,400
22	147,900	203,600	226,700	259,600	302,500
23	149,100	204,700	228,000	261,400	304,500
24	150,300	205,700	229,100	263,100	306,600
25	151,500	206,600	230,600	265,100	308,400
26	153,000	207,500	231,900	267,000	310,500
27	154,500	208,200	233,200	268,800	312,600
28	156,000	209,100	234,500	270,700	314,600
29	157,400	210,000	235,700	272,400	316,600
30	158,900	211,200	236,900	274,300	318,600
31	160,400	212,200	238,200	276,200	320,700
32	161,900	213,100	239,500	278,000	322,800
33	163,400	213,800	240,600	279,700	324,300
34	165,200	215,000	241,900	281,600	326,300
35	167,000	216,100	243,100	283,400	328,200
36	168,800	217,300	244,300	285,300	330,300
37	170,600	218,300	245,600	287,000	332,200
38	172,300	219,500	246,900	288,700	334,100
39	174,000	220,700	248,200	290,500	336,100
40	175,700	221,800	249,500	292,300	338,000
41	177,300	222,800	250,600	294,000	339,900
42	178,700	224,000	251,900	295,700	341,800
43	180,100	225,100	253,100	297,400	343,600
44	181,500	226,200	254,400	299,000	345,500
45	183,000	227,300	255,300	300,700	347,000
46	184,400	228,400	256,400	302,400	348,400
47	185,800	229,500	257,600	304,000	349,900
48	187,200	230,600	258,700	305,700	351,400
49	188,500	231,700	259,900	306,900	353,000
50	189,700	232,800	261,100	308,400	353,800
51	190,800	233,900	262,300	309,900	355,000
52	192,000	235,100	263,300	311,500	356,000
53	193,100	236,200	264,400	313,100	356,900
54	194,200	237,200	265,500	314,700	358,000
55	195,300	238,100	266,700	316,300	358,900
56	196,400	239,100	267,900	317,800	360,000
57	197,500	240,100	268,900	319,300	360,900
58	198,500	241,100	269,900	320,500	361,600
59	199,500	242,100	271,000	321,700	362,300
60	200,500	243,000	272,000	322,900	363,000

61	201,600	244,000	273,100	323,600	363,400
62	202,500	244,900	274,200	324,500	364,000
63	203,400	245,800	275,200	325,300	364,700
64	204,300	246,700	276,300	326,100	365,400
65	205,000	247,600	277,200	327,000	365,700
66	205,800	248,400	278,000	327,400	366,400
67	206,500	249,200	278,800	328,100	367,100
68	207,300	249,900	279,600	328,900	367,800
69	207,700	250,700	280,500	329,700	368,100
70	208,300	251,300	281,300	330,400	368,700
71	208,600	251,900	282,100	331,100	369,400
72	209,200	252,400	282,800	331,800	370,000
73	209,700	252,600	283,600	332,300	370,300
74	210,300	253,000	284,300	332,900	370,900
75	210,900	253,500	285,100	333,400	371,600
76	211,700	254,000	285,900	334,000	372,200
77	211,900	254,600	286,500	334,300	372,600
78	212,600	255,000	287,000	334,800	373,100
79	213,200	255,500	287,500	335,200	373,700
80	213,800	256,000	287,900	335,700	374,200
81	214,500	256,300	288,300	336,100	374,700
82	215,100	256,600	288,700	336,600	375,300
83	215,700	256,900	289,200	337,100	375,800
84	216,400	257,200	289,700	337,600	376,100
85	217,100	257,400	290,100	337,900	376,500
86	217,700	257,600	290,700	338,300	377,000
87	218,300	257,900	291,300	338,800	377,400
88	219,000	258,200	291,900	339,200	377,800
89	219,500	258,400	292,200	339,500	378,200
90	220,100	258,600	292,700	339,900	378,700
91	220,700	259,000	293,200	340,400	379,100
92	221,300	259,200	293,600	340,800	379,500
93	221,700	259,500	294,000	341,000	379,800
94	222,200	259,900	294,500	341,400	
95	222,700	260,200	295,000	341,900	
96	223,200	260,500	295,500	342,300	
97	223,800	260,700	295,800	342,400	
98	224,300	261,000	296,200	342,900	
99	224,800	261,200	296,700	343,300	
100	225,300	261,500	297,200	343,600	
101	225,900	261,800	297,600	343,900	

102	226,400	262,000	298,000	344,300
103	227,000	262,300	298,300	344,700
104	227,600	262,600	298,600	345,100
105	228,000	262,800	298,900	345,600
106	228,500	263,000	299,300	346,000
107	229,000	263,300	299,700	346,400
108	229,400	263,500	300,100	346,800
109	229,600	263,800	300,400	347,300
110	230,000	264,100	300,800	347,700
111	230,500	264,400	301,200	348,000
112	231,000	264,600	301,500	348,300
113	231,400	264,800	301,700	348,800
114	231,900	265,100	302,000	
115	232,400	265,300	302,300	
116	232,900	265,500	302,500	
117	233,200	265,800	302,700	
118	233,600	266,100	303,000	
119	234,000	266,400	303,300	
120	234,400	266,700	303,500	
121	234,800	266,800	303,700	
122		267,100	304,000	
123		267,400	304,300	
124		267,700	304,500	
125		267,800	304,700	
126		268,100	305,000	
127		268,400	305,300	
128		268,700	305,500	
129		268,800	305,700	
130		269,100	306,000	
131		269,400	306,300	
132		269,700	306,500	
133		269,800	306,700	
134		270,100		
135		270,400		
136		270,700		
137		270,800		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づ

いて支給された給与（技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年新潟県教育委員会規則第9号。以下この項において「平成26年改正規則」という。）附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の規則の規定による給与（平成26年改正規則附則第6項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（施行細則）

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。

新潟県立近代美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外 山 迪 子

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県立近代美術館規則の一部を改正する規則

新潟県立近代美術館規則（平成5年新潟県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（観覧料等の免除）</p> <p>第13条 条例第8条の規定により、次の各号の一に該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に掲げる者の観覧料、特別観覧料の全部を免除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の初等部若しくは中等部の児童又は生徒が教育課程に基づく教育活動をする場合の引率者</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>（観覧料等の免除）</p> <p>第13条 条例第8条の規定により、次の各号の一に該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に掲げる者の観覧料、特別観覧料の全部を免除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の初等部若しくは中等部の児童又は生徒が教育課程に基づく教育活動をする場合の引率者</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県教育委員会

委員長 外 山 迪 子

新潟県教育委員会規則第 4 号

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則

新潟県立長岡屋内総合プール規則（平成17年新潟県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(使用料の免除)</p> <p>第5条 条例第14条の規定により、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の全部を免除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、高等専門学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教育活動（課外活動を除く。）のために使用する場合</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の2分の1に相当する額を免除する。</p> <p>(1) 県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、高等専門学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教育活動（課外活動に限る。）のために使用する場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>又は高等学校により構成される学校体育を統括する団体が主催する事業のために使用する場合</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(使用料の免除)</p> <p>第5条 条例第14条の規定により、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の全部を免除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教育活動（課外活動を除く。）のために使用する場合</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の2分の1に相当する額を免除する。</p> <p>(1) 県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教育活動（課外活動に限る。）のために使用する場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 小学校、中学校又は高等学校により構成される学校体育を統括する団体が主催する事業のために使用する場合</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
出先機関
教育機関
県立学校

一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定及び市町村立学校職員の給与に関する条例第40条の3第4号の規定による新潟県教育委員会が別に定めるものを定める規程を次のように定め、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定及び市町村立学校職員の給与に関する条例第40条の3第4号の規定による新潟県教育委員会が別に定めるものを定める規程

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職給与条例」という。）第38条の3第4号及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第40条の3第4号に規定する任命権者が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 一般財団法人新潟県教職員厚生財団（昭和19年10月15日に大日本教育會新潟縣支部厚生財團という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本教育公務員弘済会（昭和30年7月6日に財団法人日本教育公務員弘済会という名称で設立された法人をいう。）、教職員共済生活協同組合、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条の規定により登録を受けた職員団体及び新潟県労働金庫の預金、積立金、貸付返済金、出資金及び共済の共済掛金並びにこれらの団体が取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金
- (2) 職員の福利厚生のための事業を行う団体の経費その他職員相互間の福利又は親睦^{ぼく}を図るための費用
- (3) 職員の職務に関する能力の向上に資する事業を行う団体の経費その他職務の遂行に伴い生ずる費用のうち職員が負担すべきもの
- (4) 教育の振興、普及、調査研究等のために設置された団体の経費その他の費用
- (5) 給食に要する費用のうち職員が負担すべきもの

第2条 前条各号に掲げるもののほか、一般職給与条例第38条の3第4号及び市町村立学校職員給与条例第40条の3第4号に規定する任命権者が別に定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による知事が別に定めるものを定める規程（平成28年3月新潟県訓令第6号。以下「知事訓令」という。）の規定の適用を受けていた職員がこの規程の規定の適用を受けることとなった場合 知事訓令第1条各号に掲げるもの（前条各号に掲げるものに該当するものを除き、知事訓令の規定の適用を受けていたときに控除されていたものに限る。）
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による新潟県警察本部長が別に定めるものを定める規程（平成28年3月新潟県警察本部訓令第9号。以下「警察本部訓令」という。）の規定の適用を受けていた職員がこの規程の規定の適用を受けることとなった場合 警察本部訓令第1条各号に掲げるもの（前条各号に掲げるものに該当するものを除き、警察本部訓令の規定の適用を受けていたときに控除されていたものに限る。）

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第3号

県立学校の名称、位置、課程、部、及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、同表の改正後の太線に囲まれた部分に改める。

改正後										改正前											
別表第2 県立高等学校										別表第2 県立高等学校											
県立学校の名称		全日制 の課程 の学科	定時制 の課程 の学科	通信制 の課程 の学科	収 容 定 員				県立学校の名称		全日制 の課程 の学科	定時制 の課程 の学科	通信制 の課程 の学科	収 容 定 員							
本校名	分校名				第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年	本校名	分校名				第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年				
(略)																					
新潟県立巻総合高等学校		総 合 (単位制)			680				新潟県立巻総合高等学校		総 合 (単位制)			680							
(削除)									新潟県立西川竹園高等学校	普 通										40	
									新潟県立西川竹園高等学校	生活文化										40	
新潟県立豊栄高等学校		普 通			160	160	200		新潟県立豊栄高等学校	普 通				160	200	200					
(略)									(略)												
(削除)									新潟県立相川高等学校	普 通										80	
(略)									(略)												

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	73	129	768	216	1,186	444	1,630
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	58	153	1,648	974	2,833	141	2,974
初任科生				132	132		132
合 計	132	284	2,432	1,324	4,172	588	4,760

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。